



## 白河市 介護職員初任者研修 及び 実務者研修 資格取得支援事業

～介護分野に就労する方を応援します！！～

### 1. 趣 旨

慢性的に人材が不足している介護の分野における人材の確保を図るため、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）と実務者研修（旧ホームヘルパー１級）の資格取得を支援します。

### 2. 内 容

白河市に住所を有し、①一般求職者で白河市内、西白河郡および東白川郡の介護事業所などに就労する意欲のある方、又は②介護事業所等で就労している方が、介護職員初任者研修又は実務者研修を受講した後、予算の範囲内において研修受講に要する費用を補助します。

### 3. 補助対象経費

研修受講に要する経費

※入会金、交通費、保険料、分割払いによる手数料、追試等に係る追加費用及び還付金などは、補助の対象外となります。

### 4. 補助上限額

|           |        |
|-----------|--------|
| 介護職員初任者研修 | 上限６万円  |
| 実務者研修     | 上限２０万円 |

### 5. 補助対象者

|                |     |
|----------------|-----|
| 介護職員初任者研修資格取得者 | １０名 |
| 実務者研修資格取得者     | ５名  |



### 6. 補助の要件 以下の条件をすべて満たす方が対象となります。

#### (1) 申請時期について

**研修を受講する前に補助金の申請を行うこと。**

※特例措置として、令和６年度に研修を受講した方も申請可能。

#### (2) 対象者の資格 以下のいずれかに該当すること

- ・一般求職者であり、令和７年度内に研修を修了し、白河市、西白河郡、または東白川郡内の介護事業所などで就労すること、または令和７年度内に内定を得ていること。

**裏面に続く**

- ・既に介護事業所等と雇用契約を締結し、就労している方。

(3) 申請時点における住民条件

- ・申請日以前から白河市民であること。
- ・申請日に市税の滞納がないこと。

(4) 補助対象経費の制限

補助対象経費に関して、白河市以外の補助金やその他の支援を受けていないこと。

(5) 経費の支払い条件

研修終了報告書を提出するまでに、研修に要する費用の支払いを全て終えていること。

7. 申請から決定までの流れ

- ・申請書等の書類を揃えて高齢福祉課へ申請
- ↓
- ・書類を審査の上、高齢福祉課より、補助金決定通知書を申請者に送付
- ↓
- ・申請者が介護職員初任者研修、介護実務者研修を受講
- ↓
- ・研修受講後、研修修了報告書を高齢福祉課に提出
- ↓
- ・書類を審査の上、高齢福祉課より、補助金を支給

※ 申請をご希望の方は、研修を受講する前に高齢福祉課へご相談ください。

★申込み・問い合わせ先★

〒961-8602

福島県白河市八幡小路7番地1

白河市役所 高齢福祉課 高齢者支援係

電話 0248-28-5519